



# 議会

# だより

## Topics



- 12月定例会 …………… 2～6ページ
- 一般質問 …………… 7～12ページ
- 使用済みインクカートリッジ回収  
……………12ページ



## 令和4年成人式開催

3年ぶりとなる成人式が1月2日中央公民館で行われました。新成人それぞれが決意や感謝、力強い抱負を発表し会場から大きな拍手が送られました。新成人の皆さんおめでとうございます。

# 丹波山村古民家「旧広瀬邸」指定管理者 と高尾村営住宅工事業者決定



## 令和3年 12月定例会

12月定例会は12月3日に開会し同日閉会しました。審議した案件は、補正予算等全12件が提出され、すべて原案のとおり可決いたしました。審議内容を要約してお伝えします。

■丹波山村職員給与条例の一部を改正する条例について  
人事院勧告に基づく職員給与と条例の一部を改正するものです。  
質疑応答ありません。

■富士・東部広域環境事務組合の設立について  
富士北麓・東部地域12市町村のごみ処理広域化に向け組合を設立するものです。  
質疑応答ありません。

■丹波山村過疎地域持続的発展計画の策定について  
今年4月1日に新たな過疎法である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い新しい計画を議決するものです。  
質疑応答ありません。

■令和3年度丹波山村一般会計補正予算(第5回)  
歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれに2,838万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,323万3千円とするものです。(別表)

### 質疑応答

守屋旭 旧鴨沢駐在所修繕は、どこをどのように直すのか。そして直した後は、どのよう

### 一般会計補正予算第5回の内訳

主な歳入 (単位:千円)

区分	補正額	主な内容
国支 庫金	2,500	保健事業費等(コロナ関係) 2,500
県支出金	3,170	林業費補助金 1,900 観光費補助金 463 教育費補助金 807
繰入金	△ 52,281	基金繰入金 △ 52,281
村債	75,000	過疎対策事業債 75,000
計	28,389	

主な歳出 (単位:千円)

区分	補正額	主な内容
総務費	7,009	旧鴨沢駐在所修繕費 3,000 新庁舎ZEB申請支援業務委託費 2,236 地域創生臨時交付金 飲食業奨励事業 2,926
民生費	1,605	介護会計繰出金 1,248
衛生費	5,668	コロナ接種体制確保事業 4,930
農林水産費	2,310	森林間伐業務委託 2,300
商工費	7,928	温泉特別会計繰出金 7,000
土木費	2,300	定住促進住宅建設事業費 2,300
教育費	1,569	先進的教育活動モデル事業 1,338
計	28,389	

な活用方法を考えているのか伺います。

総務課長 旧鴨沢駐在所は県から村の建物になりました。住宅機能の部分の改修、住宅として活用し、旧駐在所の事務所は観光等で使えるように検討をしているところです。

広瀬直照 ZEB等補助金申請に係る支援業務委託について説明を求めます。

振興課長 新庁舎の建設で、ZEBの補助金の申請は、専門的な知識が必要ことから支援業務委託によりZEBの申請書を作成して申請するた

守屋保志 森林間伐業務委託230万円について、詳細な説明を求めます。

振興課長 この事業は、県の補助が約90%の高率の補助事業で、内容は緊急輸送道路や電線等重要なインフラに、災害で被害を及ぼす可能性のある森林を山梨県、東京電力、地権者の三者が同意の上で、間伐を実施するというものです。

守屋保志 どのようにして、この補助率が高いという情報

振興課長 県の林務環境事務所と不定期ではあるんですが、村の中で村内の森林の視



▲鴨沢駐在所

察と担当者レベルで事業打合せをしている中で、本事業を紹介していただきました。  
守屋保志 関係機関、県との連携が構築された結果と認識できるが、その要因は何か伺います。

**振興課長** 村で今、導入して

います林政アドバイザーと森林担当との連携が、非常にうまく取れ担当職員も林務業務に関して知識が向上してきているために、県との打合せの中で、今までにはちょっと踏み込めなかったような専門的なところへも一歩踏み込んで質問や相談ができるようになってきたことが大きな要因だと考えています。

**守屋保志** 林政アドバイザー

の方との連携も含めて、県、関係機関との連携の重要性が再認識されたと思います。その重要性について、全職員への浸透を図っていただき、公益の追及に、より一層の努力を求めたいと考えますが考えを伺います。

**村長** 職員への周知はもちろん、県に対しても様々な情報をいただく中で、村にとって、公益となるようなことを続けてやっていきたいと考えています。

**酒井隆幸** 先進的教育活動モデル事業の説明を求めます。

**教育次長** 事業の内容については、県が始めた25人学級の対象でない町村に対しての補助金で、小中学生を対象に日帰りのスキー教室の実施、スケート靴、ヘルメット等の購

入に充てたいと思います。

■令和3年度丹波山村有線テレビ放送施設事業特別会計補正予算(第2回)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663万円とするものです。

有線テレビの機器購入の補正です。

質疑応答ありません。

■令和3年度丹波山村介護保険特別会計補正予算(第2回)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ749万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,286万4千円とするものです。

年度末までの保険給付費と認定審査会共同設置負担金増額に伴う補正です。

### 質疑応答

**広瀬直照** 居宅介護サービスのショートステイについて具体的な内容の説明を求めます。

**住民生活課長** ショートステイは介護施設に入居するのではなく、何日か例えば1週間の期間等でお世話になるというところで、今年の1月から

ショートステイを村外で受ける人が2名増え当初予算に間に合わなかったため、ここで精算を見込みながら計上しました。

■令和3年度丹波山村温泉事業特別会計補正予算(第2回)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,906万2千円とするものです。

道の駅及び温泉施設の指定管理者であるQOLたばやまへの指定管理料の増額を予算計上したものです。

理由としては、新型コロナウイルスの影響により営業ができなかったこと、また、7月18日に発生した国道411号の峰谷橋付近での土砂崩れにより、7月28日の午後5時まで通行止めが続いたことによる売上げの減少などから、管理運営経費を売上げのみで調達している状況で、補正額については、指定管理者と協議を行い、今回の新型コロナウイルスの対応は不可抗力に起因する営業の中止等により生じた損害と判断し、指定管理者が年度当初の収支計画で見込んでいた売上げに係る固定経費分相当額を補正要求額として算定したものです。

### 質疑応答

**白木昭一** 管理料を年間3,000万円払っています。そのほかに、今、村長が説明したようにコロナ、それからダムの道止めということ、これは不可抗力、どうにもならない営業状態に陥ったということ、あと700万円を、差額分を村に補填してくださいという事ですか。

**副村長** この700万円というのは最大限の金額で、それ以内で済めば補填しません。全額、赤字分として補填するという意味ではございません。

**白木昭一** 前年度監査報告の中でも、やっぱり5年間で5億円も修繕費がかかっている、この状況を厳しく受け止め、これからの経営に活かしたり、いろいろな事業を取り入れて、できるだけ村の負担が増えないような、いい営業状態にしていきたい。副村長、私どもの企業グループは、精いっぱいのことを行っています。

例えば管理委託の業者を全て見直して、一番安い業者に変更したり、道の駅についても商品を増やし、果物や、県

内の干しがきを販売するなど、これまでやっていなかった事を積極的に取り入れて3,000万円を少しでも減らすような努力を今後もしていきます。

**守屋旭** 700万円の補正は、来年以降も当初予算に計上されるのか伺います。

**副村長** この金額は私どもの担当税理士が予想をしたものと、私どもの監査役が経理監査をやっていきますので、この両先生に出していただいたところ、「400万円から800万円不足する」ということでしたので、上限700万円として、計上させていただきます。

これが仮に200万円で済むのか、はたまた400万円か、700万円か、営業努力はしますが、取りあえず700万円です。

**守屋旭** 道の駅の直売所に出たいという方や業者も出て



▲守屋旭議員



▲直売所の果物販売

くるのかなと思いますが、指定管理者の代表としての副村長はどのようなお考えを持っているのか伺います。

**副村長** 野菜というのは、例えば除草剤とか農薬等、肥培管理がしっかりされていることが重要です。私どもが仕入れているのは、それがしっかりと管理されている長野のJA等から仕入れています。

果物については、出せば売れます。ですから、頻繁に買い付けに行つて、安く買って標準金額で売るべく努力はこれからもしていきたいと思えます。

新たな商品を販売したいという業者等からの要望があれば、きちんと申請をしていたら、いい品物であれば積



▲丹波山温泉

極的に取り入れていきたいと思つていきます。

**酒井隆幸** 指定管理の契約というのは、毎年、年度初めに契約を行うのですか。

**副村長** 指定管理を最初にやる年に5年間の年度協定を結びます。その後、1年間ずつの協定を結びます。

**酒井隆幸** 1年間ごとの協定を結ぶ中で、委託料はその時に記載されているので、今回、この700万円を計上するということとは、再契約するということですか。

**副村長** 委託料に関してはその記載がありません。ですから、契約書を変更して、幾らを幾らにするということはないと判断をしています。

**酒井隆幸** ほかの業者が指定



▲酒井隆幸議員

管理で委託契約している場合、こうした不可抗力で売り上げが赤字になってしまった場合は、その業者にも負担をしてもらえらるという事ですか。

**副村長** 指定管理の方法については、施設の管理運営を任せる、それと施設を貸す指定管理があります。

今、私どもは施設の管理運営の指定管理をやっているわけですが、条件ですけれども、仮に一定の黒字がある場合、何%かを村に入金する規定があります。

ですから、施設だけ借り、そこで運営しているところに、ついては、指定管理料も頂かない代わりに、出しもしません。

**守屋保志** 温泉を直営で運営した場合、どれぐらいの損失補填になるのか。それを概算で構わないので、説明を求めます。

**副村長** QOLが受託したの

が元年10月なので、1年間やっていないものですから、その前の年の村の決算書によると、温泉会計への一般会計の繰出しが4,900万円です。4,900万円が全て指定管理料と比べられるわけではありませんが、現在の管理料3,000万円より約2,000万円多い管理費がかかっています。入湯税を払わなくてもよくなったことがありませんから、一概に、比べられません。こういう状況です。

また29年度の決算の資料を見ると、6,500万円繰り出している。この年は1億数千円かけて改修工事を行つていて、国の補助金だとか、過疎債を差し引くと5,340万円ほどが繰り出されています。

**守屋保志** 前年度の売上げを参考に試算し、どのような収支決算になるのか伺います。

**副村長** 売上げで比較すると、例えば直売所の売上げが、令和元年度で6,590万円。令和2年度は、5,437万円売上げられています。QOLになってからです。令和元年度の売上げよりも17%減です。

ただ、17%減ですが、去年は、コロナがとにかく一番ひどい時で、ゴールデンウイ

クの前、3月から5月末まで道の駅を全部閉鎖。さらに東京など、首都圏に緊急事態宣言が出ている時に温泉は全部休館しました。それでも17%減で済んでいる状況です。

**守屋保志** 売上げについて、入場利用者数などの因果関係はあるのか伺います。

**副村長** 平成30年の入浴客の数が7万1,880人、去年のコロナの一番ひどいときの1年間の入浴客が4万1,400人。42%減になっています。

今年も、ようやくここで持ち直してはきていますけれども、まだ平成30年の利用者には遠く及ばない状況で、やはり3割、4割は利用客の減になっています。

また、感染防止のため温泉に入れるお客さんの数を制限しているの、入れないからと帰るお客さんもいます。

**守屋保志** 休日や連休、季節によって来村が増える時期がありますので、充実したイベントを開催し、売上げが一層伸ばせるような施策を積極的に考えてほしいが、考えを伺います。

**副村長** 先般、下の河原でサウナのイベントを実施した時に、河川敷での飲食は駄目だということ、駐車場を潰さないように行いましたが、そ

れぞれイベントに参加した方の売上げが非常によかったと報告を受けています。その代わり、軽食堂の売上げがガタ落ちでした。続けていく為には、その辺をうまく調整しながら、売上げの何%をいただく方法にするなど工夫をしてイベントを開催したいと考えています。

### ■丹波山村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

「丹波山村過疎地域持続的発展計画」に定める業種を支援するため、条例に規定する事業の用に供する事業用設備に対する固定資産税が、取得日以後の最初の固定資産税課税年度から3年間に限り、固定資産税が免除されます。質疑応答ありません。

### ■丹波山村古民家「旧広瀬邸」の設置及び管理に関する条例

丹波山村古民家「旧広瀬邸」の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、条例です。

#### 質疑応答

**白木昭一** 旧広瀬邸の用地買取という坪単価を伺います。  
**総務課長** 宅地です。1平米当たり1万2,800円です。

**白木昭一** 新聞等で年一回やる土地の価格が出ますね、これに近いということですか。  
**総務課長** 不動産鑑定士に鑑定していただいた結果が、1平米当たり1万2,800円です。

**白木昭一** 新庁舎や他の空き家もこの程度の金額なのか伺います。

**総務課長** 国道沿いである新庁舎とは同じ単価と同じ価格ですが、道から中に入ると、若干低い金額となっております。

**守屋保志** この条例の制定ですが、指定管理者のプロポーザル時にはもう既に決まっています、審査会に臨む応募者にとって条例の説明をする必要があると考えるが、考えを伺います。

**副村長** 設置管理条例について公募の時に出来ていないのは、あまり芳しくないなという感じはします。

交流センターにつきましても全く同じことが言えます、使用の制限など宿泊事業者と協議が必要だと考えていますので、早急にそういうものを取りまとめ、条例案を制定して、その上で公募をかけたかと考えています。

**守屋保志** 設置条例等、せっぱ詰まって出すということでは

はなく、優先順位をきちんとつけて準備万端整えていただけのように求めますが、村長の考えを伺います。

**村長** 今後こういう事がないように、前もって、先行して出来るよう指示していきたいと思えます。

**広瀬直照** ヒアリングの件に関しては、企画書だけで済ませるか、ヒアリングや口頭のプレセッションをやるのか、事前にやはりその辺はしっかり決めておいて、必ず公正な審査ができる土俵づくりが必要と思うが考えを伺います。

**副村長** 公正性や透明性を担保するために、やっていただいた方が良くと理解されるものについては、今後、ヒアリング

をきちんとやる、そのように考えます。

**白木昭一** 旧広瀬邸の営業が始まると競争が起こり赤字経営になると考えます。

一番の懸念は古い家を直す10年でまた同じ額の金がかかるというの立証されていますので、石橋をたたいて歩くような村の経営にしていただきたいと思えますが、考えを伺います。

**副村長** 今回、提案書と事業計画は、もし希望があれば皆さんにお渡しし、それを見ていただきたいと考えています。近隣に同じような飲食の施設がありますが、そこは競合しないような提案がされています。例えば村の材料を使った地産地消の料理を、お母さん方に教えたり、講演会を行ったり、事業内容が、非常に細かく広く書かれていますので、同種のもが近くに出れるということは、全く払

拭されます。

### ■指定管理者について

丹波山村古民家「旧広瀬邸」の指定管理者として、一般社団法人「田舎のチカラ」を選定するものです。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までです。

#### 質疑応答

**白木昭一** 代表の方はコミュニケーションサロンをやっている方ですか。

**総務課長** そうです。

**白木昭一** コミュニティサロンはどうするのか伺います。

**副村長** コミュニティサロンというのは、この代表者の方の施設ではありません。村民が集まって懇談会をしたり、本を読んだり、子供からお年寄りまで自由に使えるコミュニティのためにある施設です。

**白木昭一** 誰が管理者なのか伺います。

**副村長** 管理者は村長です。

**白木昭一** この新しく会社が指定管理を受けたということ、今まで行っていた仕事は誰が行うのか伺います。

**副村長** 管理は総務課でおこなっていて、指定管理者が、旧広瀬邸を管理する代表者になるなら、その2階でこれま



▲旧広瀬邸



▲白木昭一議員

で以上の業務を、提案してもらって業務を行います。

■丹波山村高尾村営住宅整備事業新築工事請負契約締結について

丹波山村高尾地内に、単身者を想定したワンルームタイプ、地上2階建て、8戸の住宅を新築する工事請負契約を締結するものです。

契約の工事名、丹波山村高尾村営住宅整備事業新築工事。

契約の方法、公募型プロポーザル方式の随意契約。

契約金額、税込み、5,949万9千円。

契約の相手方、山梨県富士



▲高尾住宅



▲新庁舎建設工事

一般会計補正予算第6回の内訳

主な歳入 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
国庫支出金	2,250	児童福祉費補助金 2,250
計	2,250	

主な歳出 (単位：千円)

区分	補正額	主な内容
民生費	2,250	子育て世代臨時特別給付金 2,250
計	2,250	

令和3年度丹波山村一般会計補正予算(第6回) 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれに225万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,548万3千円とするものです。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに一人当たり10万円相当の給付を行う事業のうち、子供一人当たり5万円の現金を迅速に支給するための補正です。

質疑応答ありません。

質疑応答

白木昭一 随意契約の定義

吉田市下吉田五丁目5番29号。芙蓉建設株式会社。代表取締役社長、大森朋彦です。選定については令和3年11月24日をプロポーザル提案書の提出期限とし、3業者から提案書の提出がありました。11月26日に提案書をもとにプロポーザル審査委員会においてヒアリングと質疑を実施した上で審査及び評価を行った結果、芙蓉建設株式会社が優先交渉権者に選ばれました。

を伺います。副村長 先般、随意契約についてのガイドラインを作られたというご質問がありました。ガイドラインを作成しました。契約には入札の方法と随意契約という方法と大きく二つに分かれています。随意契約というのは、例えば土地を買うときに、Aさんしか買えない場合は随意契約です。見積合わせも随意契約です。例えばペンをかう時、A者は1,000円です。B者は1,100円です。ところが、B者はこれに芯を10本つけます。有利なものを買えばいいわけです。これを随

意契約といいます。今回は村に6,000万円の予算がある。「あなたの会社は、この6,000万円でどんな建物を作りますか」と提案をしてもらおう。今回は3業者あつて、審査員がヒアリングを行って、芙蓉建設に決まったわけですけども、これは6,000万円が一番村に有利な方法で提案してくれたので契約をする。これはまさに随意契約の一種です。白木昭一 今、県内で問題視されているプロポーザル方式による不正が行われたというところについて、村長の考

村長 このプロポーザル方式は、限りある予算の中で提案をしていただくということ、これから行う事業、新庁舎の建設もそうですけど、一番いい方法なのかなど思っています。また入札や契約に関しては、私はほとんど関わっていません。審査委員会の意見を聞いて、最終決裁をしています。また業者の選定にも一切関わることはありません。

子育て世帯臨時給付金年内支給

■令和3年度丹波山村一般会計補正予算(第6回)

# 一般質問

## 旧広瀬邸及び交流センターの

### 活用について



守屋保志議員

**守屋保志** 旧広瀬邸及び交流センターの活用を村の活性化に、どう結びつけるのか。

**村長** 現在、宿の中心地に新庁舎を建設中ですが、村では、新庁舎建設を進めるに当たり、平成30年6月に、「丹波山村役場新庁舎建設基本構想」を策定し、当時の議員各位に説明いたしました。

この時点で新庁舎建設予定地は、現庁舎の場所と村の中心地である宿の2か所を候補地としておりましたが、平成30年6月13日付で、当時の丹波山村議会議長、白木昭一議長の名で、議員の総意として、「丹波山村役場建設に伴う建設現場に関する意見書」が当時の船木良教村長に提出されました。この意見書は、建設場所を宿に決定することともに、建設予定地である周辺は空き家が点在し、空洞化が顕著になってきていることから、新庁舎建設とともに周辺の再

整備を図り、村の活性化を行うことというものでした。

村では、この意見書を受け、新庁舎建設地を宿と決定し、用地買収に当たり、公募型プロポーザル方式により、設計施工業者を選定し、現在では基礎工事等が進んでいることにご承知のとおりです。

一方、周辺の再整備につきまして、私が昨年5月に策定し、6月議会で詳細な説明をさせていただいた「丹波山村第5次総合計画」に丹波宿再生事業の推進を掲げるとともに、これを推進するため、村民及び村外の有識者から成る未来会議等において検討を進めており、今年度中に私に具申される予定となっています。

そこで質問の旧広瀬邸を村の活性化にどう結びつけるかですが、新庁舎に近い古民家である旧広瀬邸は、地権者の理解もあり、令和2年3月に村に譲渡され、国の地方創生交付

金事業を充当する丹波宿再生事業に位置づけ、今年度改修事業を進めています。

改修後の管理運営につきましては、民間のノウハウやアイデアを効果的に活用するため、指定管理者制度を導入することとし、有効活用できる民間事業者を公募することといたしました。公募に当たっての事業実施条件として、1階を飲食、2階を事務所にする改修工事に沿った事業であるか、宿のにぎわいを取り戻すことに資する事業であるか、村に経費負担が発生することがない事業であるかの3点を提案してもらったこととしました。指定管理者候補の提案内容は、公募条件を満たすための様々な提案と事業計画が掲げられており、今後、村の活性化につながるものとして確信しております。

また、平成7年に建設された交流センターですが、築26年が経過し、老朽化が進み、各所の雨漏りなどにより利用者が減少している状況でした。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、地方でのサテライトオフィスの開設や、テレワークを活用した滞在型の取組を支援し、地方への人の流れを創出することにより、東京圏への一極集中を是正し、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、地方創生テレワーク交付金事業が創設されました。

村では、この事業を活用し、老朽化した交流センターの改修と併せ、サテライトオフィスやワーケーション



▲交流センター改修工事

ンなど、テレワークを活用できる施設に改修するための工事を進めております。この改修により、東京都内の企業などにサテライトオフィスやワーケーション先としてこの施設を活用していただき、村の活性化の一翼を担ってくれることを期待いたします。

**守屋保志** 指定管理者候補の提案内容とその評価の具体的な説明を求めます。

**総務課長** 指定管理者候補の提案は、地域の課題を明確にするため、「人口減少に歯止めをかける」、「村内に新しい雇用を作り出す」、「時代の動向に敏感な拠点を目指す」3点を掲げ、旧広瀬邸を情報発信基地とし、食べること、身を置くこと、学ぶこと、

全てに居心地のよい食、環、学のウエルビーイング拠点をコンセプトワークとし、1階での役割、食への取組として、3項目にわたる具体的な提案をするとともに、2階のコワーキングスペースとしての取組として、2項目にわたる具体的な提案をしています。

また、旧広瀬邸全体を使つての取組として、体験会や学ぶ場としての事業を掲げ、それに対する事業効果や必要性、役割分担なども提案されています。

また3年間にわたる収支予算も背伸びをしない堅実な収支予算が提案され、都市生活者と村民でつくる居心地のよい交流拠点とした12ページにわたる事業計画書も提出されています。

**守屋保志** 公募型プロポーザルの応募状況と選考方法及び選考結果について、詳細な説明を求めます。

**村長** 令和3年11月10日の期限内に2事業者から応募がありました。そのため、「丹波山村公の施設に係る指定管理者選定審査会条例」に基づく審査会を設定し、11月25日に審査会を実施、指定管理者として管理運営していく事業者を選定しました。

指定管理者選定審査会からの選考結果ですが、一般社団法人田舎のチカラを代表者とする、一般社団法人タバヤマベース、株式会社Tree Lumberの3事業者による共同事業者が指定管理者にふさわしいとの答申を受け、この答申を最大限尊重し、旧広瀬邸を3事業者による共同事業体に指定管理していただく

めの議案を今議会の追加議案で提案いたします。

**守屋保志** 審査員の選考方法と委員名の開示を求めます。

**総務課長** 委員会設置に当たっては、その中立性を担保するため、県外の様々なジャンルの識見者を選考し、委員を依頼し、承諾していただきました。委員につきましては、任期が2年間あり、今後、指定管理者の選考会も想定されることから、氏名の公表は控えさせていただきたいと思

います。

**守屋保志** 委員の方の職種等の公表を求めます。

**総務課長** 中小企業診断士、マスコミ関係者、会社経営者、山梨県の職員、金融機関の職員の5人です。

**守屋保志** この5名は、村外の方なのか伺います。

**総務課長** 全て村外で、全て県内の方です。

**守屋保志** なぜ応募者によるヒアリングをしなかったのか伺います。

**副村長** 今回の広瀬邸については、これまでの様々ないきさつから、村としても1事業者しか提出がないのではないかとという想定をいたしました。ところが、公募期限までに2事業者から応募があり、11月12日に審査会を開く事が決定していたため、

急遽、先ほど説明した方に審査をお願いして、本来の選定委員会審査会を立ち上げ、了承していただき選考会になりました。ヒアリングをしなかったということは、そもそもその応募要項にヒアリングをやると明確に表示していなかったことから、応募者もヒアリングなしと判断をしたと判断し、ヒアリングを行いませんでした。

**守屋保志** 審査会の答申をどのように理解し、3事業者の共同事業体としての広瀬邸の指定管理者として認め

たのか、村長の考えを伺います。

**村長** 提出された提出書及び事業計画書の内容を熟読いたしました。指定管理者としてふさわしいと答申された事業者の提案及び事業計画書は、

村が事業条件として提示した内容を十分に理解し、詳細に検討し、事業

実施に当たり、様々な機関や個人、企業との連携を折衝し、その結果、

実現できる事業を提案していただいたと感じました。その上、事業計画も具体的な内容で示されており、指定管理者としてふさわしいと判断

しました。

**守屋保志** 根拠条例の制定及び指定管理者を決定する議案はいつ議会に提出されるのか。

**村長** 今議会の追加議案で提案いたします。

**守屋保志** 交流センターの管理運営は、直営か、指定管理者制度を活用するの

のか、決定していますか。

**村長** 交流センターは、企業等へのサテライトオフィスの招致活動及び

テレワークを目的として活用いただく企業等への営業活動など、多くの課題を抱えています。村に関わって

いただいている企業、大学及び地域活性化起業者など、様々な組織・団

体に協力いただきながら、利用促進などの営業活動を進めていかなければなりません。

一方、3月末の工事竣工後の什器備品の納入、サテライトオフィスやテレワークの環境整備などのハード面や、宿泊の受入れ態勢を始めとする管理運営など、ソフト面の方針が決定していません。これらを早急に取りまとめながら、村の施設の魅力や特色をPRしながら、手探りの営業を進める必要があると考えていますので、初年度の令和4年度は直営にしたいと考えています。

**守屋保志** 令和5年度以降はどのような計画を立てているか、伺います。

**村長** 令和4年度は直営での管理、運営を考えていますが、令和5年度以降、指定管理者制度を導入するか否かについては登録事業者の数、稼働状況などを勘案し、令和4年度秋ごろまでに判断したいと考えています。

**守屋保志** リニューアル後の交流センターは、大幅な条例改正が必要と

考えるが、議案はいつ議会に提出されるのか。

**村長** 新たな設置目的や施設使用料、指定管理者制度の条文などを盛り込むこととなり、条例、規則、要領を

全て見直すこととなりますので、令和4年3月議会に条例案をご提案

したいと考えています。

**守屋保志** 交流センターの予約受付及び施設運営の開始時期はどのように予定しているのか伺います。

**村長** 交流センター改修工事の工期は、令和4年3月24日となっており、その後、什器・備品の搬入、テレワーク関連施設の環境整備などを行うこととなります。現在、予約受付及び



運営開始時期を検討している状況ですが、5月下旬頃から予約受付開始、6月以降から運営開始の準備を進めていきます。

**守屋保志** 民間業者が来年の予約交渉するに当たって、交流センターへの宿泊が可能という認識で交渉を始めていいのはいかがでしょうか。

**村長** 交流センターの空き室がある場合は、合宿等での宿泊は可能と考えています。この村を訪れてくるお客様は、その目的に合った施設への宿泊がふさわしいと考えますが、観光客やテレワークにこだわらず、来村していただくお客様を柔軟に受け入れる体制を整えられればいいと思います。

**守屋保志** 旧広瀬邸及び交流センターの運営に当たり、村内の関連する事業者との競合について、執行部としてはどのように捉え、どのような対応を考えているのかが伺いたい。また、平成7年の交流センター建設当時の競合については、宿泊業者との間で何かしらの協定は結ばれていたのか伺います。

**村長** 改修を進めている交流センターは、サテライトオフィスやテレワークを目的とした企業や事業者を利用対象にした施設と位置づけたいと考えております。そのため、村内の旅館、民宿、キャンプ場など、宿泊業の皆様のお客様とは重複しないと考えています。

一方、交流センターに収まらないお客様を村内の宿泊事業者にあっせんしたり、旅館及び民宿等で定員オーバーが生じた場合などは、交流セン

ターを活用していただくなど、柔軟な対応を取っていきたくと考えています。

また、平成7年の交流センター建設当時、宿泊業者との間で何かしらの協定は結ばれていたのかについてですが、村の公文書には残っており、当時の議会の議事録にも、それらのやりとりの記録がありませんでした。

**守屋保志** 宿泊業の客層とは重複しないとの答弁は、宿泊業への圧迫が一切ないとの解釈でよろしいですか。

また、建設当時の協定について、関係者に確認したところ、協定書の存在自体はありませんでしたが、当時の交流センター運営について、民間への配慮を約束し、運営の開始に至ったということでした。

今後も同様のスタンスで取り組むことをこの場で断言していただき、関係団体と協定を結び、書面を残すよう求めますが考えを伺います。

**村長** 新たに制定する交流センター条例は、使用目的をサテライトオフィスやテレワーク等で使用することを原則としています。同時に、村長が特別に認めた者は使用できるという規定も条文化し、当初からレジャーのみの使用はできないように規定する予定です。

条例の規定は、公に約束したことになると考えていますので、別に書面での協定を結ぶことは考えていません。

**守屋保志** 今までのような交流センターの営業方針では、単に無駄な施設を抱えるだけで終わってしまうの

ではないかと懸念されますが、考えを伺います。

**村長** 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業や事業者の仕事に対する取組が大きく変化してきていると思っております。そのために国では、地方創生テレワーク交付金事業を立ち上げ、東京への企業の一極集中を回避しようとしているというところで、村ではこの交付金を活用し、老朽化した交流センターの改修をするとともに、同時に、この施設をサテライトオフィスやテレワーク利用に特化した施設にしようと考えており、企業や事業者などの登録者数を増やす努力を重ね、無駄な施設にならないようにしていきます。

**守屋保志** 旧広瀬邸及び交流センターの活用については、旧広瀬邸の貸付けに係る公開型プロポーザルの応募資料の公開を求めます。

**村長** 応募資料の公開についてはですが、起用された提案書及び事業計画書は、指定管理者決定の議案が議決された以降、公開したいと思っております。採用にならなかった応募者の提案につきましては、応募者の確認を取った上で、了承が得られれば公開したいと思っております。

## ふるさと納税推進事業の今後について

**守屋保志** 寄附額及び返礼品について、年度ごとの実績とその総括を伺います。

**村長** 平成30年度は、返礼品数29品

で、寄附額は582万9,100円、令和元年度は、返礼品数55品で、寄附額は554万425円。令和2年度は、返礼品数72品で、寄附額は6,489万1,274円。令和3年度は、11月23日現在で、返礼品数81品で、寄附額は7,162万円となっております。

令和2年度から大幅に増えた要因ですが、山梨県共通返礼品の山梨市産の桃に寄附が集中したこと及び村内事業者からの新たな返礼品の提案があったことによります。特に共通返礼品である山梨市産の桃については、令和2年度は寄附の87.9%、令和3年度については95.0%を占めています。

来年度については、残念ながら、山梨市が桃を共通返礼品として提供することを取り下げることが表明しており、このことが確定すると、寄附額の大幅な減少は避けられないと考えています。

**守屋保志** 山梨産の桃を、来年度から共通返礼品として取り扱うことができないうふうになれば、致命的な問題になると解釈します。再度、共通返礼品としての取扱いが可能となるように考えがあるのかが伺います。

**総務課長** この問題は深刻に受け止めています。共通返礼品を取り下げるという連絡が来て、すぐに山梨市の担当者で連絡を取って、できるだけこの議会の前に山梨市にお願いに行こうと思っていたのですが、議会の関係等でなかなか会えないということでしたが、山梨市の担当に連絡は取り、取扱いができるように交渉、

調整をするための予定は取れましたので、12月半ばに行ってきます。場合によっては、村長や副村長にも山梨市へ出向いてもらって、交渉していただくように、必死に共通返礼品が維持できるように交渉していきます。

**守屋保志** 寄附額をさらに増やすための対策を検討しているのか伺います。

**村長** 10月から、新たなふるさと納税サイトでポケットマルシェが運営するポケットマルシェふるさと納税への掲載を始めています。また、現在返礼品を提供している事業者に実際に村に来てもらい、村を体験してもらおう高単価な体験型の返礼品を提案してもらえよう依頼しています。

ふるさと納税がただ返礼品を送るだけの通販のようなものではなく、実際に来てもらい、村の関係人口を増やすためのツールとして利用できればと考えています。現在1社の事業者が、森林体験ツアーを返礼品として提案してくれており、実際に寄附の申込みも入っています。

ふるさと納税は、寄附という形で好きな地域を応援できる仕組みで、地方自治体・個人、それぞれにメリットがある仕組みになっています。そのため、丹波山村の魅力や特色を発信し、この村を好きな地域になってもらい、応援していただくための努力や情報発信をしていきたいと考えています。

**守屋保志** 現在、小菅村を初めとする山梨県と神奈川県の中の自治体で、ふるさと納税の支払いと返礼品

の引換券受け取りが同時にできる自販機を活用し、実際に訪れた人に村の魅力を伝え、ファンになってもらい、寄附につながっていくような取組がなされています。このことについての認識と見解を伺います。

**村長** ふるさと納税の支払いと返礼品の引換券の受け取りが同時にできる自動販売機ですが、小菅村の村長にその効果などを伺いました。

まず、設置費用に300万円、月額委託費として寄附額の15%、ちなみに6月から10月までの寄附額の累計は約1000万円で、1か月平均は25万円だそうです。その場で商品を見て選べる。返礼品として取り扱いたい朝採れ野菜なども購入してもらえ、導入している自治体が少ないので、宣伝になることというところがポイントだと思います。

デメリットとしては、説明する人員が必要になるということ。商品券が使える商品と使えない商品があり、その商品がレジで2回打たなければいけないというようなことも発生するそうです。設置費用を回収するまでの時間がかかるということも大きな課題であるということから、いざれにしましても、寄附額を増やすための様々な方法を検討していきたいと思っています。

**守屋保志** 今後も魅力的な返礼品を増やすよう求めますが、考えを伺います。

**村長** 全国各地でアイデアや趣向を凝らした返礼品を提供しておりますので、先ほど答弁したとおり、丹波山村の魅力や特色を盛り込んだ返礼

品を増やす努力が続けていきます。

**守屋保志** クラウドファンディングを活用し、寄附額アップを目指す自治体の取組等、注目されているが、執行部の見解を伺います。

**村長** 近年、クラウドファンディング型ふるさと納税で寄附が集まっているのは、新型コロナ対策や動物の殺処分をなくすプロジェクトなどと聞いています。クラウドファンディング型ふるさと納税は、納税目的を明示し、その目的に共感してもらい、寄附を受けるふるさと納税です。

また、大阪府泉野市では、企業や個人事業主から新たな地場産業をつくり出す提案を募集し、市に採択されれば、プロジェクトを立ち上げ、資金はクラウドファンディングで広く集める方式を考案したと聞いています。寄附金が目標額に達すると、事業を開始し、集まった寄附金の4割は工場の建設、設備投資等の補助金として事業者に支給し、3割を返礼品費用に、残りの3割を市の経費に充てるという仕組みです。既に14件のプロジェクトが立ち上がっていると聞いています。

地場産品が乏しい丹波山村でも、寄附していただく事業者とともに、寄附した産品をつくり、雇用を生むというこの事例は、新たなふるさと納税の形となることが予想されるため、この事例が可能かどうかも含め、全職員の英知を結集し、取り組んでいきます。

**守屋保志** 大阪府泉野市はクラウドファンディング型ふるさと納税の様々なプロジェクトを企画・立案し、

寄附を集めています。このような取組を研究し、取り入れ、成果を上げるためにも、研修の実施を強く求めますが、考えを伺います。

**村長** 大きな納税成果を上げている自治体や、特色ある返礼品を開発している先進地の視察研修などを実施したいと考えています。

**守屋保志** ふるさと納税推進事業の今後については、山梨産桃の共通返礼品の取扱問題で、今後の寄附額について懸念されますが、丹波宿再生や、第5次総合計画の実現に向けたプロジェクトを企画・立案し、クラウドファンディング型ふるさと納税の推進を提案しますが、村長の見解を求めます。

**村長** クラウドファンディング型ふるさと納税につきましては、大阪府の泉野市の方策を精査し、丹波山村に適用できるかなども見極めて、採用できる場合は前向きに検討したいと思っています。

**守屋保志** 最後に、地方創生交付金の促進事業の在り方を真剣に捉え、施設の活用には緻密な事業計画を立案し、村の活性化に向け、最大限の努力をする事業者が今後あらわれることを期待しています。

また、ふるさと納税寄附額のさらなる増額に向けての戦略に対しても、答弁にもあったように、英知を集結することは無論のこと、村長自らも強い使命感を持ち、トップセールスに全力を傾けていただくよう強く望み質問を終わります。

# 新型コロナウイルス感染症

## 対応について



広瀬直照議員

## 地区別行政懇談会に参加して

**広瀬直照** 新庁舎活用について現状での具体案を伺います。

**村長** 新庁舎建設工事の竣工時期ですが、令和4年11月末頃の竣工を目指しその後備品の搬入やシステムなどの環境整備を行い、運用開始は令和5年3月頃を予定しています。

新庁舎の現状での具体案ですが、新庁舎の基本理念は、当初計画を変更することなく村民の皆様が使いやすい、職員が働きやすい環境で仕事ができるよう進めていきます。

宿への新庁舎建設は、「新庁舎建設に伴う建設場所に関する意見書」に記述されている新庁舎建設と共に宿の再整備を図り、村の活性化を行うことに則ったものとして進めています。

**広瀬直照** コミュニティサロンは、どのような方向に向かっていくのか伺います。

**村長** 老朽化した建物の在り方を見直すことが必要で、新庁舎建設が進む中で、未来会議等で、コミュニティ機能を兼ね備えた、新たな施設の整備を検討を行っています。

**広瀬直照** 新たに建設をする可能性も含めて、その他の案があるのか伺います。

**副村長** 未来会議では、コミュニティサロンに変わる施設も具申案に盛り込まれる予定です。役場の中に避難場所は当然作りありますが、避難する方が災害対策本部にいるということが避難者の対応を含め非常に大変です。そこで複合的な施設とする案があり

ます。例えば避難所や村民の集会施設として、お葬式や通夜の会場、また施設の中に郵便局を併設してしまいうような計画ができれば、そこから家賃収入が発生しますので、起債の返済に充当できます。こうした事を総合的に考えながらコミュニティセンターの建設を具申案に入れるかどうか検討しています。

**広瀬直照** 高尾、下組定住促進住宅建設時期と、どのような方が入居の対象になるのか伺います。

**村長** 単身者を想定した8戸の集合住宅で、令和4年3月末の完成を目指しています。

**広瀬直照** 新たな単身者住宅入居の応募体制について伺います。

**総務課長** 3月の議会までに定住促進住宅条例を提出して、議員の皆様さんに伺いを立てる事になるかと思えます。いずれにしても、昨年から運用している単身住宅が、入居期間が3年という縛りがある住宅です。来年で3年切れる方もいますので、そういう方の運用も含めた上で、今回の単身住宅の運用は考えていきたいと考えています。

**広瀬直照** 多くの自治体と同様、本村においても人口減少が続いています。近年人口減少が鈍化している要因を伺います。

**村長** ここ数年、地方創生推進交付金事業など、国の交付金事業を多く取り入れ、観光や産業の基盤整備を進め、増加する空き家の調査も行い、有効利用を図っています。このような取組により、人口減少に歯止めがかかっていると考えています。

**広瀬直照** 人口に占める山村留学の

**広瀬直照** 地方創生臨時交付金事業で始まった配食サービスの過去二度行ったそれぞれの金額と、その中で飲食売上高、デリバリーの経費、そのほかの経費の構成比を伺います。

**村長** 過去2回の金額と経費の構成比ですが、第1回目は、全国に非常事態宣言が出された中、令和2年5月12日から5月31日まで20日間限定で、株式会社QOLたばやまに委託して実施しました。

1回目の契約金額は、消費税込みで220万円でしたが、好評ではあったものの、ゴールデンウィーク直後の20日限定で実施したため、委託金額が残り164万2,872円を支払い、残金55万7,128円は支払わずに精算しました。

経費の内訳は飲食売上が70万600円で43%、受付オペレーター経費が26万4,000円で16%、配達経費が28万円で17.1%、管理経費が24万8,920円で15.2%、消費税が14万9,352円で10%でした。

第2回目は、700万円を上限として、QOLたばやまに委託し限度額いっぱいまで実施することとし、11月20日から翌令和3年4月11日まで、129日間実施しました。

内訳は、飲食売上が301万7,200円で43.1%、受付オペレーター経費が118万円で16.9%、配達経費が66万円で9.5%、管理経費が105万8,000円で15.1%、消費税が63万4,800円で10%でした。

**広瀬直照** 今回の配食サービスについて伺います。

**村長** 現在6件の飲食事業者の協力を得て、これまでと同様の方法で11月29日から12月29日を第1期として実施中で、第2期は、1月11日から実施の予定です。

**広瀬直照** ワクチンの3回目接種について伺います。

**村長** すでに3回目の接種分のワクチンは、診療所に届いています。

接種の時期ですが、2回目の接種から8か月を経過してからの接種を指示されていることから、2月以降65歳以上の村民の皆様から順次接種していく予定です。接種場所は診療所で、集団接種とは異なり1日30名程度の接種となります。対象者の方の接種日時や接種券は、1月以降の発送を予定しています。詳細が決まり次第、随時村民の皆様にご通知します。



▲コミュニティサロン



▲押垣外住宅

方や、地域おこし協力隊の方々の構成比を伺います。

**村長** 山村親子留学関係の方は27名、地域おこし協力隊員は現在13名、集落支援1名、地域おこし協力隊員OBは10名、その家族など7名で、合わせて58名となり、人口537人の10.8%を占めています。

**広瀬直照** 人口減少の歯止めは、観光や産業の基盤整備なども長年にわたる努力の成果が出てきたと解釈しています。

地区別委員会では、親子山村留学について、このようなパンフレットが配付されていました。これが、どのように使われているのか伺います。

**教育長** このパンフレットは、今年10月に作成し、様々な機関に設置をお願いいたしました。村内では、民宿、旅館、ガソリンスタンド、食堂、あるいは、道の駅のめいこい湯等に、県内では、防災新館の生涯学習推進センター、子育て支援センター等、公的場所にお願いたしました。県外では、東京都の大田区蒲田グランデュオで丹波山

村特産を買ったお客さんに一人一人渡していただくお願いをしています。また、ホームペーじや、ふるさと納税返礼品の中に入れる等の活用をしています。

**副村長** 今、国が企業にテレワークを積極的にするように勧めています。今年度から始まった、温泉の2階の部屋をワー

ケーションの部屋と位置づけて、募集したところ、もう既に5企業が毎月1万円を払って、ワーケーションとして活用しています。さらに、交流センターはまさに、企業のサテライトオフィスやワーケーションのための施設と位置づけています。

企業という、大きくくりで言えば、例えばサミットとか、東急ホテルズと緊密な関係は既に締結していて、年間何回かにわたって深い交流を進めています。さらに、応援していただく企業が増えるように努力していきます。

**広瀬直照** 出産祝い金は、第1子及び第2子が5万円。第3子以降10万円となっています。若い世代の応援、安心して子供を産む環境づくりのため、地理的な不利、また、健康保険協会の出産一時金では賄えないところなど考慮して、ぜひ上乗せのご検討をしていただきたいと思います。

**村長** 村と同様の他の過疎地域の事例等を調査し、前向きに検討していきます。

## 使用済みインクジェットプリンター カートリッジ回収による 被害者支援活動



使用済みインクカートリッジを回収、再利用して得られる収益の一部を犯罪被害者の支援団体に寄付する活動が上野原警察署中心に始まりました。つきましてはご家庭で使用済みのインクカートリッジがありましたら役場カウンターに回収箱が設置してありますので、ぜひご協力をお願いします。



### 村議会を傍聴してみませんか

次回の定例会は、3月2日の開会を予定しています。村議会は、どなたでも傍聴できますので、お気軽にお出かけください。

※コロナ対策の為、傍聴人数を制限する場合があります。

### 村議会のテレビ放映について

丹波山村CATVでは、村議会の模様を放映しています。放映日等は防災無線でお知らせいたします。

詳しくは、丹波山村議会事務局 電話 0428-88-0211